

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB事業場に雇用され、C部に勤務していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、自宅から自家用車を運転して通勤する途中、交差点において横断歩道前で停車したところ、後続の普通乗用車に追突され（以下「本件事故」という。）、負傷した。同日、D整形外科に受診し、「外傷性頸部症候群、腰椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、以後、E病院ほか複数の医療機関で療養を継続した。
- 3 本件は、請求人が、平成○年○月○日から同年○月○日まで（以下「本件請求期間」という。）の療養に係る療養給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件傷病は通勤災害によるものであると認めたものの、請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）していると判断し、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）したとして、本件請求期間に係る療養給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日以降も通院し手術も受けており、同月○日の症状固定は誤りである旨主張するので、以下検討する。

(2) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、既往症の椎間板ヘルニアが本件交通事故により再発した可能性があるとして平成○年○月○日以降の治療の必要性について述べるが、G医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、「平成○年○月○日撮影の腰椎のMRIで、外傷によりもたらされた変化を証明することができず、神経根が圧迫された変化があったところに外傷により坐骨神経痛が発生することはあり得るが、H医師作成の同年○月○日付け自賠責保険後遺障害診断書には右坐骨神経痛の記載はない。」として、本件事故により既往症が再発した可能性を否定し、「受傷直近の同年○月○日撮影の頸椎のMRIでは、C5/6、6/7の椎体前方に骨棘を認めるが、加齢的变化によるもので外傷によってもたらされたとは考えにくい。これらの変化があったところに外傷によって脊髄神経、脊髄神経根が圧迫されて症状が出たことを証明する脊髄の輝度変化は認められない。」旨述べている。

また、平成○年○月○日付けI医師作成の意見書、H医師作成の前記自賠責保険後遺障害診断書、平成○年○月○日付けG医師作成の鑑定書において、それぞれ本件傷病は平成○年○月○日に症状固定とし、J医師も平成○年○月○日付け意見書において、「受傷から○か月程度の療養・治療が必要。」と述べている。

(3) 上記の医学的見解、本件事故の態様、診療経過並びに請求人が平成○年○月○日に受傷した別の交通事故の内容及びそれによる傷病の程度が明らかでないことなどを考慮すると、当審査会としても、請求人の本件傷病は、決定書理由で説示するとおり、平成○年○月○日には、急性症状が消失し、症状固定であったと判断する。

(4) 請求人のその余の主張及び新たに提出された平成○年○月○日付けK医師作成の自損責保険後遺障害診断書等を当審査会としても慎重に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。